

2008年4月11日

大分市長 釘宮 磐 殿

大分生活と健康を守る会
会長 福間健治

生活保護行政についての申し入れ

平素より、市民の暮らし福祉の向上のために、ご尽力していただいていることに、敬意を表します。

自公政治の弱肉強食の「構造改革」路線の推進は、貧困と格差を拡大し、憲法25条や生活保護法をないがしろにする政治をすすめています。

生活保護制度の老齢加算廃止など度重なる改悪、生活保護基準の引き下げ、通院移送費の支給制限方針は、どのような理由をつけようとも、到底納得できるものではありません。

大分市政においては、憲法の精神を遵守し、低所得者の暮らしと福祉を守る砦として、その役割を大いに発揮していただくことを切望するものです。

つきましては、下記の事項について申し入れいたします。善処方をお願いいたします。

記

- 1、 自営業者の車使用制限について、これまで生活保護法の「自立助長」「補足性の原則」の観点から、自宅から事業所までの車の使用を認めるよう申し入れなどをおこなってきました。

しかし、大分市福祉事務所は、厚生労働省社会・援護局通知や同保護課長通知を根拠に頑なに拒否してきました。

さる3月26日、生活福祉課長（福祉保健部次長）より、2008年4月1日より、一定の条件をつけながらも、使用を認めるとの口頭での報告がありましたが、行政の説明責任を十分に果たしているとはいえません。

そこで、車の使用を認めるに至った、この間の経過と根拠について明らかにすること。

2、 厚生労働省は不正受給を口実に、生活保護通院移送費の打ち切り・制限強化方針を打ち出しました。これは老齢加算廃止、原油・穀物価格の高騰に苦しむ生活保護受給者の生活をさらに圧迫し、受診抑制を加速させ、憲法や生活保護法によって保障された生存権を奪うものです。

不正受給を見逃してきた行政責任の所在をあきらかにしないまま、生活保護受給世帯の必要不可欠な通院移送費の打ち切りに矛先をむけることは本末転倒といわなければなりません。

政府・厚生労働省に、憲法と生活保護法を遵守し、通院移送費の打ち切り・制限強化をやめるよう強く要求していただくこと。

あわせて、現段階での大分市福祉事務所の対応方針について明らかにすること。

以上